

(VI-30) ダクタイルセグメント二次覆工省略による振動対策としてのコンクリート内面打設型セグメントの採用について

帝都高速度交通営団 正会員 白子 慎介
同上 正会員 桑田 幸男
同上 非会員 天井 永人
同上 非会員 斎藤 浩司

1. はじめに

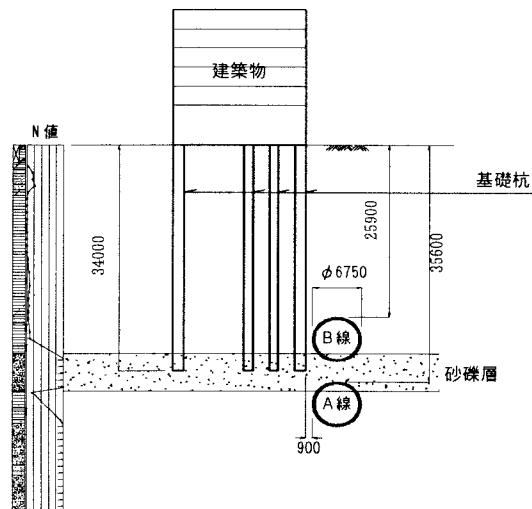
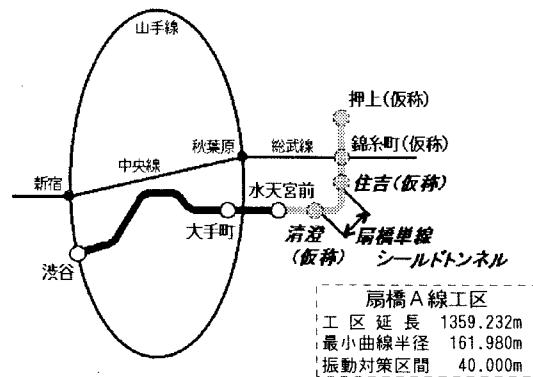
一般に鉄道シールドトンネルにおけるダクタイルセグメントに二次覆工を行う理由としては、①防水・防錆 ②覆工強度の増加 ③振動防止 の3点が挙げられるが、この内①防水・防錆 を目的とした二次覆工は、シール溝の加工精度の向上や水膨張性シール材の開発によるセグメント継手部の止水性能の大幅な向上等により、施工を省略する傾向にある。帝都高速度交通営団においても、現在建設中である地下鉄半蔵門線延伸区間水天宮前駅～押上駅(仮称)間のうち、清澄駅(仮称)～住吉駅(仮称)を結ぶ扇橋単線シールドトンネル(扇橋A線工区)の民有地下で使用するダクタイルセグメントについては、二次覆工を省略することとした。

しかしながら、一部区間において近接建築物への振動対策が必要となったことから、セグメント重量を増やし振動を低減させることを目的としたコンクリート内面打設型セグメントを採用することとした。

2. 振動予測

まず、二次覆工施工による重量増が、どの程度地下鉄道の振動に影響を与えるかの予測を行った。その結果、二次覆工を施工しない場合の振動予測値は44.6dB、二次覆工を施工した場合の振動予測値は42.5dBであり、施工しない場合と比べ2.1dBの低減になる。通常55dBが振動感覚いき値（人が振動を感じる境）である。よって、今回の鉄道振動予測で算出した値は振動感覚いき値以下であり、振動対策上何ら問題が無い値であるため、二次覆工を施工する必要はないと考えられる。

しかしながら当該箇所は、軟弱地盤であり、半径162mの急曲線区間であること。さらに、建築物の基礎杭との離隔が900mmと非常に近接していること等から、より万全を期することが最善の策と判断し、二次覆工による振動対策を行うこととした。



3. 施工方法の検討

通常、二次覆工の施工においては、場所打ちコンクリートの充填が難しいことや、シールド掘進作業との競合作業が出来ないによる工程上の問題などがある。当該工区においても、工程が厳しく、二次覆工の工程確保が難しいこと、さらに、二次覆工の必要施工延長が40mと短く、従来の型枠を使用した場所打ちコンクリートでの施工では経済性が悪いことなどから、従来の施工方法を見直すこととした。

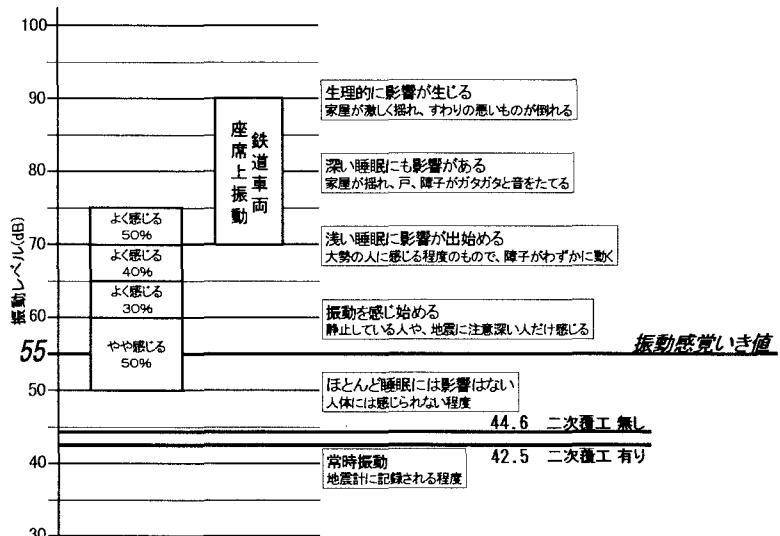
これらの問題点を解決するためには、あらかじめセグメント製作工

場にて内面側にコンクリートを打設し、現場での二次覆工施工を省略することにより、工程上の問題を解消した。なお、当該区間は施工延長が短いことから、この区間で使用するセグメントは、前後の二次覆工を行わないダクタイルセグメントと基本的に同一構造とした。そのため継手構造も同様に、通しボルト構造としたため、セグメント内面すべてをコンクリートで覆わず、継手部については箱抜きを行いボルトボックスを設けて対処した。今回の内面側コンクリート打設の目的は、あくまでも重量増であり、内面の平滑化ではないので問題はない。内面側に打設したコンクリートは、クラックの発生や列車振動による剥離・落下防止を考慮し、セグメント本体との付着を大きくすることを目的に、縦リブに設けられているエア抜孔を利用して鉄筋を取り付けた。

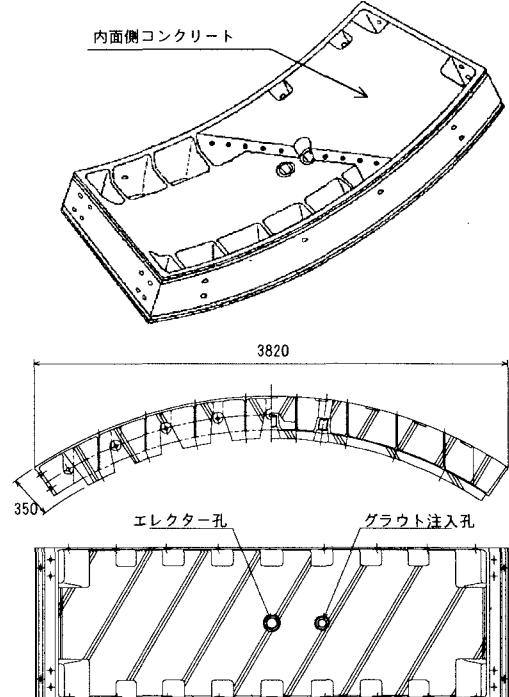
また、従来のダクタイルセグメントでは、シールド掘進時のジャッキ推力を縦リブで受けているが、内面側にコンクリートを打設したこと、ジャッキ推力をコンクリートにも分担することが出来たようになつた。そのため、縦リブは、セグメント製作時に必要となる最小肉厚まで薄くすることが出来た。

4. おわりに

これらの改良を行うことにより、振動対策としても効果が期待できるコンクリート内面打設型セグメントとして、採用することが出来た。当該箇所では、振動対策の必要な区間延長が短いことによる経済性の理由から、基本的には同一構造としているが、今後ある程度の施工延長が見込める場合などは、コンクリートの内面打設による効果をセグメント本体や継手構造の設計にも充分に反映させることで、より良いセグメントになっていくと考える。



【表-1】振動レベルとその影響



【図-3】コンクリート内面打設型セグメント